

香川県放置自動車の処理に関する条例（平成16年香川県条例第56号）第8条第1項の規定により廃物認定を
することができない放置自動車について、同条例第9条第2項の規定により処分するために次のとおり公示します。

なお、この放置自動車については、この公示の日の翌日から起算して6月を経過した日以降に処分します。

令和8年10月22日

香川県知事 池田 豊 人



放置自動車の種別	放置自動車の車名	放置自動車の型式	放置自動車の塗色	放置自動車の自動車登録番号・車両番号	放置自動車の車台番号	放置されている場所	警告書 はり付け日	放置自動車の移動及び保管に関する公示日	連絡先
軽自動車	スズキ エブリイ	HBD-DA17V	白	香川 483 う 655	DA17V- 476075	観音寺市瀬戸町一丁目17 観音寺港第2号・第3号 物揚場	令和7年 11月19日	—	西讃土木事務所 電話 0875-25-5261